

海上保安大学校調査委員会異議申立て要領

制定 平成21年2月6日 達第11号

改正 平成21年3月14日 達第16号

平成26年12月16日 達第4号

平成28年3月22日 達第10号

海上保安大学校調査委員会異議申立て要領

(目的)

第1条 この要領は、海上保安大学校における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則（以下「不正行為防止等規則」という。）第14条第3項に基づく調査委員会（以下「委員会」という。）の委員の構成に対する異議申立て（以下「異議申立て」という。）の手続きに関する事項を定める。

(異議申立て)

第2条 異議申立ては、文書（別紙様式1）により行うものとする。総務課は、異議申立書の記載事項に不備はないか、異議申立てができない事項ではないか、異議申立ての請求期間を徒過していないかなど適切な異議申立てをするための要件を具備しているかどうか審査を行うものとする。

なお、異議申立書の記載事項は、次のとおりである。

- (1) 異議申立者の住所及び氏名
- (2) 本調査を行うことを決定した旨の通知を受けた日
- (3) 異議申立てに係る委員の氏名
- (4) 異議申立ての理由

2 総務課は前項の異議申立ての内容について、次により異議申立者に補正通知を出すことができる。

- (1) 異議申立書の要件を審査した結果、形式的に不備な点があるとして直ちにこれを却下することなく、それが訂正することができるものであるときは、相当の期間を定めてその補正を命じなければならない。この場合における相当な期間とは、14日程度とする。

(2) 補正できないものは、原則次に掲げるものとする。

ア 異議申立ての提起先を誤っているもの

イ 異議申立てをすることができない事項についてしたもの

ウ 異議申立てをすることができる期間を明らかに経過しているもの

エ 異議申立てをすることができない者がしたもの

(3) 補正通知をするときは、異議申立補正通知書（別紙様式2）を異議申立人に送付するものとする。

3 総務課は前項審査の結果、次により異議申立ての却下等を行うことができる。

(1) 異議申立者が補正に応じないとき又は異議申立てが不備であって補正することができないものであるときは、当該異議申立てを却下するものとする。

(2) 異議申立てを却下したときは、速やかに異議申立決定通知書（別紙様式3）を異議申立者に送付するものとする。

（審査の通知）

第3条 不正行為の防止等規則第14条5項に定める審査の通知は、第2条に定める異議申立て却下のほか、当該申立てに対する決定の通知についても異議申立決定通知書（別紙様式3）を異議申立者に送付するものとする。

（雑則）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月6日から施行する。

附 則（平成21年3月4日 達第16号）

この要領は、平成21年3月4日から施行する。

附 則（平成26年12月16日 達第4号）

この要領は、平成26年12月16日から施行する。

附 則（平成28年3月22日 達第10号）

この要領は、平成28年3月22日から施行する。

別紙様式 1

異 議 申 立 書

平成 年 月 日

海上保安大学校長 殿

住所

氏名

印

平成 年 月 日付けの貴大学校調査委員会の委員の構成に対して、下記のとおり異議申立てを行います。

記

- 1 本調査を行うことを決定した旨の通知を受けた日
- 2 異議申立てに係る委員の氏名
- 3 異議申立ての理由

別紙様式 2

大事総第 号

平成 年 月 日

殿

海上保安大学校長

異議申立補正通知書

平成 年 月 日付で提出のあった処分に係る異議申立書は、下記の点が不備です。海上保安大学不正防止調査委員会異議申立て要領第 2 条の規定により、平成 年 月 日までに書面で補正するよう通知します。

なお、期限までに補正がないときは、同条第 3 項の規定により、異議申立てを却下することがあります。

記

記載事項に不備がある内容

担当 海上保安大学 事務局総務課

電話 0823 - 21 - 4961 (代表)

別紙様式 3

大事総第 号
平成 年 月 日

殿

海上保安大学校長

異 議 申 立 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付で提出された異議申立てについては、次のとおり決定したので通知します。

- 1 決定事項
- 2 決定理由

担当 海上保安大学校 事務局総務課
電話 0 8 2 3 - 2 1 - 4 9 6 1 (代表)